

## 平成 19 年度 第 2 回長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：平成 20 年（2008 年）1 月 31 日（木）午後 1 時 30 分から 4 時 30 分
- 2 場 所：長野県庁 3 階 特別会議室
- 3 出席者  
委 員：有吉美知子、岩井まつよ、大西直樹、北村照子、金早雪、斎藤洋一、関安雄、  
矢崎和広、矢嶋廣道、吉沢小枝  
長野県：企画局長 和田恭良、人権・男女共同参画課長 豊田雄三、人権・男女共同  
参画課 課長補佐兼人権尊重推進係長 小林仁司 ほか

### 4 会議事項

（進行：人権・男女共同参画課 小林課長補佐）

定刻になりましたので、ただいまから長野県人権政策審議会を開会いたします。

本日の出席状況は、10 名の委員の全員ご出席いただいております。長野県人権政策審議会条例第 6 条の規定によりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。

本日、お配りした資料は、次第、配席表、資料 1「人権政策推進に関する基本方針スケジュール（案）」、資料 2「人権関係団体等からの意見募集について（案）」でございます。議事に入らせていただきます。

審議会の議長は、会長が務めることとなっております。矢崎会長お願いいたします。

（矢崎会長）

第 1 回目に、有吉委員、大西委員がご欠席でしたが、今回は全員の方々が初めてお揃いになりました。第 1 回につきましては、議事録等をご欠席の委員もご覧いただいていると思いますので、繰り返さずに始めさせていただきたいと思っております。

はじめに、人権政策推進に関する基本方針仮称スケジュール（案）など、事務局から資料につきまして、説明をお願いいたします。

（豊田人権・男女共同参画課長）

人権・男女共同参画課長の豊田でございます。

資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

（資料 1 から 2 に基づき説明）

（矢崎会長）

前回、スケジュール（案）が出され、その予定についてご意見をいただいた中で見直しをさせていただきます。特に変えましたのは、第 2 回に委員の方々との人権に関しての意見交換を追加させていただいております。

その後は、当初のスケジュールどおりであります。スケジュール（案）に関してご意見ご質問がありましたらお願いします。

この日程で開催しないと間に合わないということですね。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい、お願いします。

(矢崎会長)

団体意見の募集についての内容、県民意識調査の内容、取り方等について、スケジュールについて何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

それでは、今後、団体から意見を聞いたり、また県民に意見を聞いて最終的にはまとめていくわけではありますが、それぞれの委員のご意見をまずお聞きして、その後で作業を進めていくこととしておりますので、そんな方向で進めさせていただきます。

最初に、人間尊重推進委員会がこの審議会に先立ちまして、大変活発な活動をされてきたまとめがございまして。それぞれの委員のご意見を事務局がまとめたという形ではなくて、それぞれの委員が自分の思いを活動記録としてまとめられており、大変内容は内容のある報告書だなど見させていただいたわけでありまして。

その委員長を今回の審議会の副会長であります金委員がなさっていただいていた。そんなことで最初に金委員から人間尊重推進委員会の「活動記録」を踏まえた上でのお話をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(金委員)

「活動記録」の一番後ろの資料に人間尊重推進委員会設置要綱がございまして。任務としましては3点で、県の施策に提言を行うと位置づけられておりまして、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等に基づく人権教育及び人権啓発の推進に関する事と、国連が実施する人間尊重推進施策に係る県の施策に関する事、その他共生社会の実現のための施策に関する事と、委員は10人以内で任期は2年で再任を妨げないということでした。この要綱は平成16年10月に施行されましたが、委員の任命は平成17年10月となり、8名が選出されて1期で発展的解消され、現在のこの審議会に移った格好になっております。

活動は、平成17年10月から始まって、18年9月、10月、1月、3月、19年6月に委員会を開催しています。8名の委員いずれも何らかの人権問題にかかわる活動やフィールドを持っている立場の方ですが、一方で、例えば男女共同参画という、その部署、その審議会があり、屋上屋を架すような審議会でもない、この委員会は何をするところなんだろうかという手探りの中で、事務局から施策への提言をいただきたいと、例えば、人権啓発センターをどのように活性化するか、その視察とか、障害者の実態を少しでも知ろうということで、平成19年1月に「びあねっと・まつもと」や松本市の障害者関係の施設を訪れたり、データでどのような人権問題があるのか検討したり、並行して人権フェスティバルなど県の企画に何らかの形で参加したりしました。

特に、人権啓発センターについては、県から何か活性化の案がないかと言われました

が、この委員会として特に検討をしたわけでもありません。

各委員が気持ちを抱えたままに終わってしまうような状況でしたので、その気持ちをそれぞれが率直に総括したものを残し、次の委員会に何かを託していくということで、それが各委員のメッセージという形になっています。

この各委員のメッセージには、県から人権啓発センターについて言及をしてほしいとの要望を受け、各委員は踏まえておられたかと思えます。私は長野県の施策について、私なりに評価するところと今後の期待ということを申し述べております。書き落としたこととしまして、県が作成したクリアフォルダ、ポスターがちょっとしたところで使え、こういうちょっとしたアイデアが結構大事で、例えばスーパーのレジ袋にちょっとしたものを入れてもらうとか、いろんな形で広報の有効な方策、アイデアはいろいろあるかもしれない。あのクリアフォルダは、県ですごく活発になさっているということで、非常に敬服しております。

あと、民間企業、地域社会への働きかけです。多くの人々はほとんど職場で過ごしておりますので、職場で起こる問題とか、職場との関わり、学校という場所とか、そういういろんな場所とクロスして考える必要があると思えます。

各委員メッセージについて、簡単にご紹介させていただきますと、村岡委員は福祉関係の仕事、高齢者にかかわっておられ、もしかしたら福祉行政とか、そういうことについてもっともっと何か言いたいことがあったのではないかという印象を持っております。

内山委員は、ご自身がジャーナリストでして、審議会のあり方という基本的な問題点、人権啓発センター、人権啓発活動についてのあり方とか、さまざまな問題点を提起してくださっております。それから、ご自身、浅川ダムのことですらいろいろと経験なされたことを原点にずっと関わってこられたようです。

川田委員は、今は国政の場で活躍されています。ご承知のとおりエイズだけではなく健康とか、そういった視点を含めてユニバーサルデザインやバリアフリーとか、非常に沢山の問題を出していただけてきたかと思えます。

桑原委員は、ご自身の経験を踏まえて、精神障害者の「NPO法人てくてく」を立ち上げられ、ものすごい活動力量のある方で、実践的に精神障害者の喫茶店を経営されたりしながら活動なさっています。実は「てくてく」の拠点が信州大学に近いものですから、桑原委員にお願いして私どもの学生のボランティアを受け入れていただき、学生たちもちょうど寮に行く途中にあり、自分の行ける時間に立ち寄って「てくてく」の仕事を手伝いながら共生とか福祉のあり方とかを教えてもらっています。「てくてく」は、その後塩尻にも広げられてずいぶん頑張っておられます。

長野ダルクの竹内委員はご自身も薬物依存症というしんどい思いをされたことを背景にして、薬物依存症からの脱却を支援する活動をなさっておられます。この委員会では、各委員がどんなふうにして、どういう問題に向き合ってきたのかということ率直に話し合ったことがありましたが、竹内さんが書かれたものは非常に短いですが、薬物依存症からの脱却を支援することに全力を注いでおられます。

降幡委員は、「ぴあねっと・まつもと」の所長さんで、言葉は短いですが、非常にシビアなことを端的に言ってくくださる方で、議事録の取り方についての発言では、それぞれ自分が責任を負う、そういう場であろうということをご指摘いただいた。「ぴあねっと・まつも

と」を訪ねまして、非常に印象に残っているのは、ある程度自立ができる人は何らかの方法で、自分で職場をみつけたりしており、降旗委員のところにも相談に来る人たちは、仕事を探す以前の生活の建て直しが必要なケースが非常に多く、いろんな連携が必要なんだという障害者の困難さを教えていただきました。

最後の降旗委員は、以前、議員という立場になられた経験を踏まえて、やっぱり男性と女性の違いっていうことがあるのではないかと。また、一方では非常に考えさせられたこととしまして、人権問題という、例えば障害者、高齢者、年齢、国籍とか、そういうカテゴリーにされたものでくくってしまうけれども、もっと根底にある何かを見逃しているのではないかと、そういう問題、関心を出していただきました。

今から思えば、この活動をして、県民レベルの実態調査を行う案が出てよかったのかなと、反省しきりなところで、各委員がそれぞれ気持ちとかやる気とかあっただけに、非常にもったいなかったなという気がしております。

何か言い落としたこと、ご質問を受けるような形でいかがでしょうか。

(矢崎会長)

金委員の報告がありましたが、ある意味では申し送り事項だと考えていいかもしれません。ご意見ご質問がありましたらいただきたいと思います。

それでは、今の報告を踏まえて、またそれぞれ各委員からご意見をいただく中で、場合によってはまた金委員にご質問することがあるかもしれませんが、進めたいと思います。

大変恐縮ですが、あいうえお順に、各委員の人権問題について、またこの審議会について考えられていること、これからの審議会の進め方についてでも結構ですし、団体からの意見の取り方、県民意識調査の内容も踏まえていただいても結構ですが、これからこの審議会を進めていく上で、効果のある、参加していただいた価値がある審議会にしたいので、そんな点で意見交換をしたいと思いますが、最初にお一人5分くらい話をいただきまして、そこで1回休みを取りまして、その後それを踏まえて意見交換をさせていただく、こんな手順をお願いします。

なお、先ほど金委員から申し出がございまして、3時過ぎに、仕事の関係で戻られるとお聞きしていますので、ご了解をいただきたいと思います。

有吉委員、最初で大変恐縮でございますが、「あ」の字で始まりますのでお願いします。

(有吉委員)

どうしても審議会という、抽象的になりまして、結局その答申案を出しても、それが具体的な実現の検証までに至らないで終わってしまうケースがほとんどですので、議論したことが形になって表れる、そういうふうになってほしいと望んでいます。

私は、社会福祉審議会のメンバーでもあり、その中でこの人権とも重なることですが、主に子どもの問題について意見をしてきました。何故かというと、私は現職弁護士ですが、養護施設の第三者委員もしています。弁護士になってから、県弁護士会の子どもの権利委員会にずっと携わってきて、今、日弁連の子どもの権利委員もやっております。

いろんな人権問題があると思うのですが、抽象的にやっても難しいので、私は子どもを専門にしており、子どものことについて自分の思うところを言いたいと思います。子

どもの人権でも、養護施設の子もたちの人権ということに関して、とても現実的に胸を痛める状況にあります。実際、親元を離れて施設で育て、そこで保護されていると皆さんは考えると思うのです。確かに、職員の方々もやっていますけれども、あくまでも家庭とは違い日課があって、まるで少年院のようなスケジュールが決まっていて、行動規制がされています。規則の中で生活していると、いつも号令を待っている。施設を出たときに、先生たちのお力もあって就職とか決まるのですが、続かない子どもが大半です。そして、続かなくなったときにそれを支えるサポートシステムもないという現状を、私はとても心苦しく、とても大変なことだと思っています。

この養護施設の子もたちを取り巻く大人、親たちは子どもに関心がないのか、意見を活発に言うことがないので、私たちしか代弁者がいないという現状です。高齢者や障害者の場合は、それを取り巻く家族の方のお力添えがあると思うのですが、この養護施設の子もたちだけは、なかなかそのバックアップがないという状況なので、審議会の中ではそこを中心に発言していきたいなと思っています。

(岩井委員)

私も初めての経験ですので、適切かどうかわかりませんが、私がやっております仕事の延長上で発言させていただきたいと思います。今日、信濃毎日新聞をご覧いただいたかと思いますが、部落解放運動家の中山英一さんの番組を放送いたします。この「SBCスペシャル」という枠は、およそ20年間になります。毎週木曜日、19時から20時まで、幅広く社会性のある問題のドキュメンタリーなど放送してきている枠なのですが、部落差別問題について正面からこの時間に放送するという事は、今だかつてありません。初めての体験です。私もいろいろ研究して意思を持って放送しますので、ぜひご覧いただければと思います。

なぜ、そのお話をしましたかといいますが、中山英一さんの番組をつくる契機となりましたのは、実はこの部落解放を中心とした人権啓発ビデオを長野県同和教育推進協議会から委託を受けて、10年間にわたり8本くらいつくってきております。そのプロデュース業務を私が担当し、中山英一さんに一つ一つ教えていただきながら作ってきたという経過の中で、今回、中山英一さんご自身の番組をつくることにオーケーがいただけました。

その中山英一さんが、「差別ってものはなくなるんだ」という言い方をなさるんです。言い切るんですね。それはたぶん、そういうことだと思います。そこに、人権政策の根幹というのが、たぶんあるのではと思います。

一人ひとりの意識改革にどれほど届くことができるのかということが、たぶんこの人権政策の一番大事な最終的な目標ではないかと捉えております。

もう一つ別の話で、長野県教育委員会の人権教育講師派遣事業ですが、学校の子もたちを支援するいじめの対応策の中で、いろんな体験を持った方が講演に行き、子どもたちにいろんなことを話しかけて励ますという事業に、今カメラを入れておまして、その取材の様子を聞きますと、本当にいじめられた体験を持っている人が、子どもたちに向かって話したときの、その子どもたちの反応というのがまったく違うんだそうです。講演が終わった後、講演者の前に子どもたちが列を作っているような心情を聞いてくれ、と集まってくるという現象があって、これは何だろうと思ってディレクターが帰ってくるんです。

これも、もう少し先に行きまして放送にしたいなと思っています。

中山英一さんのお話とか、それからそういった現象を見ますと、やはり人権啓発、人権教育というものは、通り一遍じゃだめなのだろうと。踏み込んで、物事をつくっていかないと、やっていかないとだめなんじゃないかなということ、最近特に思っております。啓発ビデオも途中からかなり踏み込んだ結婚差別の問題とか、中では本当に顔をさらして、身をさらしながらしゃべってくださる人たちの思いってものを受け止めながら作ってきたという経過がありまして、意識改革がどこまで可能なのかということ、方法を論を含めて人権教育、啓発のほうで考えていけたらと私は思っております。

そのへんの話、また勉強させていただきながら、発言させていただきたいと思っております。以上です。

(矢崎会長)

岩井委員さん、そのSBCのスペシャルは今日放映ですか。

(岩井委員)

今晚、7時から放送になります。

タイトルが、「荊冠旗(けいかんき)を胸に“中山英一・闘いの軌跡”」という番組です。

(大西委員)

私は、精神科医で、主に認知症の方、精神障害者の方、子どもの治療に携わっています。また、障害者就労施設「NPO法人ワークサポートさく」の理事長として、洗濯業務を請け負っており、月給は2万円程度なのでもっと還元できるようにと活動しております。

最近特に感じることは、どちらかという若くて健康的な人がいろんな予防活動を盛んに行っている一方で、若くない人とか健康でない人が、どうしても恐怖の対象のように「ぼけたらおしまいだ」と恐れているので、ぼけても寝たきりになってもいいじゃないかというような意気込みをカウンセリングしています。「活動記録」の村岡委員のメッセージで「いろんな人たちがいて世の中」という価値観、これに尽きるのではないかなと、多様性を保障する活動を多少ともお手伝いできたらと思っています。

どうしても僕らは、かくあるべしというような、こういうのがいいんだという形に考えてしまっていますが、いろいろな立場の方それぞれが、その人らしく生きられるように、みんな、一つの方向を目指すということではなくて、俳句に「ねじばなは ねじれて咲いて 素直かな」というのがありますが、どうしても僕なんて真っすぐにしたくなります。特に医療関係者、福祉関係者はどうしてもそういうことがありがちですけど、それぞれ僕もねじれてますし、それぞれの立場の方がその方らしく充実して生きられるような、そういうお手伝いできればと考えています。よろしくをお願いします。

(北村委員)

私は、人権擁護委員として、いつも人権ということについて考えさせられています。その活動の中でいつも思うことは、人権は色も形も匂いもない。したがって進捗状況とか、どんなところまでやったとか聞かれても、一向にわからないわけです。そういう中で、ど

うやったら皆さんに人権というものが理解してもらえるか手探りの状態にして、またこの人権に関する指導書とかが本当に見当たらず、一人ひとり、ケースごとに違うものですから、そういう中で苦勞しております。

私が思っていることは、長野県民一人ひとりが人権推進委員とかであれば人権政策も何もなくていいわけでありますが、そんなことは不可能でありますので、この役目をいただいた中で、ほんとに人権政策が実行可能なもの、言葉とか文章ではいくらでも言えて、「うん、なかなかそうだな」と言うんだけど、そのようなものをどうやったら実行できるのかなと、やはり実行できるものでなければいけないと考えているわけでありました。

また、幼児の啓発活動が足りないのではないかなということ。幼児はイコール家庭、母親、父親、そういう人たちの意見がしっかり幼児のころからたたき込まれていきますので、そういうところを深く掘り下げていかなきゃいけないなということを思います。

それから高齢者が非常に虐待されているのではないかなということ。高齢者の問題もほんとに、アンケートとか意見を聴取するとたくさんありますので、そういう中でもう少し深くやっていかなければいけないかなと思っております。そんなところもお願いしたいと思います。以上です。

(金委員)

県民意識調査について前回は感じたことを申し上げたんですが、たとえば20歳以上にとどめない方がいいのではないかなとか、それから進め方ですが3月に調査なさいますが、そうすると、2月中にこの質問項目について精査する作業が必要なんではないかなと思うんですが、全員10人でやるのが大変であれば、ワーキンググループのような形をつくっていただくか、あるいはこの場で意見を出すほかに、何か気づいたことを事務局あてにいついつまでにということで、そうした段取りを示していただければと思います。

ぜひ入れていただきたい項目としましては、長野県の具体的な施策を示して、例えばポスターを見たことがありますかとか、どこで見ましたかとか、みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業についてご存じですかとか、人権啓発センターをご存じですか、行ったことがありますか、というふうな意識を拾い上げてくる必要があります。だいたい意識調査すると、皆さん「差別はいけません」的なことを書いてきます。だから長野県がこんなに頑張っているんだぞということのアピールでもあり、そうしたらこの意識調査を受け取った人は、「ああ、こんなことがあるんだ」という、そういうことも知る機会にもなるわけですね。

例えば中国からの帰国者への生活支援というのは、長野県が真っ先に取り組んだわけですね。そういうことの評価を含めて、長野県において今どういうことが必要なのか。あるいは、人権政策審議会というものがあるのを知っていますかという、そういう個別具体的な内容です。

(矢崎会長)

この県民意識調査について、私が理解していたのは、3月の県民意識調査の検討の中で何らかのたたき台が出るっていうように解釈をしていましたが、具体的にどういうふうに進めていくのか、今、案があったら説明してください。

(豊田人権・男女共同参画課長)

第1回目で県民意識調査のアンケート(案)をお示ししてございます、それをたたき台にして、3月の第3回の審議会におきましてどういったものを入れるべきか。あるいはどういったところを聞くべきかということを議論いただくという予定であります。

(矢崎会長)

事務局としてのたたき台は出ているので、それを見ていただく中で、直したり追加したり、根本的に違うという人も中にはいるかもしれませんが、そんな意見も含めてお聞きをして、それをどう聞くかと決定するのは、いつこの審議会でもオーケーすることになりますか。聞き方も、事務局に任せるっていう考え方ですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

3月で、議論いただきまして、あとメールやファックスのやりとりで決めていきたいと考えています。

(矢崎会長)

意識調査の結果は8月に検討することになっていますが、そうすると4、5か月ありますね。例えば5月の時に、いろんな形で直したものを見ていただいてということでは間に合わないですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

調査・分析の期間等から、アンケート調査は4月には発送したいと考えております。できれば3月中には内容を固めていただきたいと思います。

(矢崎会長)

次回のことに関係してきますので、しつこくやりましたが、県民意識調査の内容は金委員が言われたように、結構大きな問題です。切り口によって結果が全然違ってきますから、どういう切り口にするかどうかということは、大変大事なことになります。

大変恐れ入りますが、何回もこのことをやっている時間はありませんので、3月までに事務局から出ている案を参考にさせていただいて、追加したり、構成を切りかえたり、どういところへ、どういう切り口にするかも含めて結論を出したいと思っておりますので、それぞれご意見がありましたら、事務局のたたき台を基にご意見をお持ちよりいただいて、次回結論を出す。そんなことでよろしいでしょうか。

事務局いいですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

できれば3月の上旬ごろまでには、今日発言がなかった分も含めていただきまして、それをたたき台に、私どもでもう一回作り直してご提示する形でいかがでしょうか。



(矢崎会長)

意見を聞いた後、たたき台を見直し3月に再度出していただく、そのほうがいいでしょう。いくらかでも進んでいきますから。

この後、一通り意見を聞かせていただき、休憩後の1時間くらい意見交換を予定をしておりますので、団体の調査、県民意識調査も含めてそのディスカッションの中で詰めておきたいと思います。

(豊田人権・男女共同参画課長)

団体の意見募集については、年度内に各団体に郵送したいと思いますので、3月の時に議論するのではなく、できれば団体意見は今回決めていただきたいと考えています。

(矢崎会長)

団体意見について、こんな形で、むしろどういう団体に聞くか聞かないかということが、議論があるかもしれませんので、お示した案でいいかどうか、聞く団体はこういうところでもいいかどうか、今日結論を出します。

県民意識調査については、今申し上げましたように、今日の意見、メールでいろんな意見がありましたら、2月末ぐらいまでに事務局に出していただき、事務局がいろんな意見を基にしながらたたき台を出していただいて、3月には内容的には結論を出したいと。そんなことでお願いをいたします。

(斎藤委員)

その県民意識調査に関してですが、やはり意識調査を行う場合には、その施策を行うための調査となると思うのです。それで、前回出していた案は、人権一般であり、その意識を問うていったい何が出てくるかという気がします。有吉委員からお話がありましたように、人権問題は必ず個別具体的な問題として、それぞれの問題があるわけですから、かなり絞って問題を聞いていかないと、施策に生かすような調査というのができないのではないかと。そういうことでいいますと、事務局から出していただいた人権一般でいいのでしょうか。ここを、まず最初に議論する必要があるのではないのでしょうか。

というのは、こういう意識調査は、30問程度が限度といわれていますが、そうしますと、人権教育のための国連10年長野県行動計画では10の課題が挙げられている。10の課題について、たとえば30問で聞くと、一つの課題に関しては3つしか聞けないということになってしまうわけですから、今、たとえば緊急に何を聞くのがいいのか、そういうところから議論しないといけないのではないかって気がするのですがいかがでしょうか。

(矢崎会長)

ものすごく難しいんですよ。

先ほども金委員の報告の中であったように、カテゴリー別に全部拾ったアンケートにしないといけないかどうかとなったら、それはもうどうにもなりません。

後で申し上げようと思ったのですが、今、斎藤委員からそんなお話が出ましたので、はっきりいうと、この審議会が建前で終わるか、終わらないかということです。日本中どこ

でもやっている審議会と同じような結論をするのなら、あまり時間もかけることはない。具体的な施策まで提案できるような審議会にするかどうかということなのです。

私は12年間市長をやりましたが、市長がどんなにきれいごとを言っても、誰も相手にしてくれない。結果が出ているかどうか。子育ての結果が、高齢者福祉の結果が、茅野市の市政の中に結果として出たかどうかということですから。ただ審議会が結果を出すまでに持っていけるかどうかということも、これもまた審議会の限界があります。

斎藤委員のお気持ちはものすごくわかりますけれど、突っ込んでいくとしたら、もしかするとそれはカテゴリー別の団体の中でしか結論が出ないかもしれません。子育ての問題や障害者の問題、カテゴリー別のテーマの中でないと、カテゴリー別の具体策が出ないかもしれません。そうなると、各種団体からの意見募集と県民意識調査を、どのようにすみ分けするか。

県民意識調査の中で、これも金委員が言われた中で、カテゴリー別の課題でない根本的な問題が、人権の問題にはありはしないかという金委員のご意見がありました。そういう問題も、人権政策にはかかわってくると思うのです。ですから、この後ご意見などお聞きしていけばいいと思いますが、団体の意見を聞く場合の聞き方、それはカテゴリー別に突っ込んでいくという聞き方になると思います。

県民アンケートの場合は、金委員が言われた県の施策がどう理解されているか、人権そのものがどういうふう理解されているかというような方向で、聞くことはできます。審議会が、具体的な提案を県にできるかどうかということになると、これもまた難しいことになります。

今日は別に結論出すところではありませんので、斎藤委員ほかに、ご自分の順番が来ておりますので。

(斎藤委員)

私は被差別部落の歴史の勉強をしてきています。その関係で被差別部落の人々といろいろとお付き合いもさせていただいています。

そういう中で、ご承知のように2002年の3月にいわゆる特措法が期限切れを迎え、前回お配りいただきました資料2の中に部落解放審議会答申の概要が載っていますが、その特措法が期限を迎えるときに、そこで審議会の答申が出されたわけです。

ところが、これがまったくその無視されていたと言い過ぎになるかもしれませんが、まったく生かされないで、今日まで来てしまっているわけです。非常に大事な提言が出されているのですが、それが一切行われてきていない。

それから、前回にお配りいただきました資料3の中に、平成19年度県人権施策の概要があり、その(6)に同和問題の項目がありまして、そこを見ますと実際に行っているのは人権啓発センターの講座だけで、他に3つ事業が挙げられているが、すべて平成13年に終了とか16年に終了というふうにとりやめられている。

そういうことで言いますと、高齢者、子ども、女性は、それぞれ専門の課があり、それからさまざまな施策が行われている。アイヌの人々に関する問題などは、人権啓発センターにおける展示などの取組しかありませんが、同和問題もそれと同じようなレベルに現在はなっていないわけです。

これでいいのだろうかというのが、私の問題意識で、これでいいわけないというふうに思っています。例えば、今、地方事務所で同和問題を担当する部署がどこにあるかという点、以前でしたら厚生課が同和問題については取り扱っていたが、たぶんどこが扱っているのですかと聞かれたら、困るような、わからないような人もいらっしゃるんじゃないか。あるいは、部署としては県教育委員会には文化財・生涯学習課に人権の係の方が1人いらっしゃるというだけだと思うのです。

そういう点でいうと、もちろん同和問題を特別視しろとかそんなこと言うつもりはまったくありませんが、どうも不当になおざりにしているのではないかという気がしています。これは早急に見直していただかなければいけないことではないか、そんなふうに思います。

(矢崎会長)

はい、ありがとうございます。

この点については、また後段での意見交換の中でほかの委員方のご意見も聞きたいと思えます。

(関委員)

全体として、まず長野県らしいものにしてもらいたいと思います。

2番目には、基本方針、実行計画、実施、評価システムなどP D C Aが回るようなシステムにしてもらいたいと思います。

3番目には、人権、権利の主張だけでなく裏側の責任も大切です。そういうと硬くなりますが、「やさしさ」が必要だと思えます。

個々の内容について、私がこれまでに特に関連しましたところについて3点に絞って申し上げます。

ひとつは同和問題です。

1965年、国の同和对策審議会で同和問題の解決は国の責任であり、国民的課題であるという答申が出され、1969年同和对策事業特別措置法が施行されてから長野県においても各種特別対策事業が実行され同和地区の生活環境の改善や住民の生活向上が図られてきました。

2002年3月末に同特措法が失効し一般対策化され、激変緩和の経過措置も全国的にほぼ終了する時期になってきています。

このような状況の中で2006年5月から大阪、京都、奈良で一連の不祥事が発覚するなどし、当事者、関係者の体質改善と再発防止が強く求められています。

一方、同和問題は各種調査や発生事象をみると、例えば同和地区の生活環境などについて一定の改善がみられましたが結婚、就労、その他日常生活面で差別意識が根強く残り心理的差別、実態的差別など部落差別が充分解消された訳ではありません。この点は委員として参画した2002年の「長野県部落解放審議会」答申でも明確に述べているところです。

同和問題については、これを知らない世代や人も出てきていることから、あえて触れない方がよいのではないかという意見もありますが、日本の歴史的過程によってつくられた

同和問題を正しく理解し、一人ひとりが自分自身の意識や行動を見つめ直すことができるよう他の人権問題とともに適切な同和教育と同和行政を位置づけていくことが必要だと思います。

2つめは外国人の人権問題です。

長野県に暮らしている外国人が増えており、小中高校などに通う外国籍児童は2000人を超えているといわれます。その大多数は、人材派遣会社を通じて企業で働いている日系ブラジル人2世、3世とその家族ではないかと思えます。

これは1990年の入国管理法の改正により日系ブラジル人2世、3世とその配偶者に限り就労を含む制限のない在留資格が与えられたため日本への出稼ぎが急増したためです。

しかし国の法律で日系ブラジル人にこのような特典が与えられたのですが、それに伴う生活上のフォローが充分できていないのでいろいろな問題が地方で発生しています。

県行政から提案を受け、2002年から3年間の約束で「外国籍児童就学援助委員会」会長を務め、サンタプロジェクトなどを企画・実施し、他県からもそれなりに取り組みが評価されましたが、これはいわばボランティアでの支援で、本来の行政、学校側の対策がむしろ遅れているのではないかと感じています。

ブラジル籍児童ではありませんが、数年前に現役の高校教官から中国や韓国籍児童が学校内の廊下ですれ違ったとき「中人・くさい」などといわれて心を痛めていたと聞いたことがあります。

長野県で生活する外国人の急増に対して、各国の文化や宗教、習慣などを理解し尊重しあう社会の構築と特に外国籍児童の教育についての改善が必要ではないかと思われます。

他県ではブラジル人が急増し、クラスの大部分がブラジル籍児童となり、急遽ブラジル語や日本語の先生を特別に配置していると聞いたことがあります。

事務局で他県の外国籍児童の課題への対策状況など人権問題を含め調査して欲しいと望みます。

3つめは、女性に関する人権問題です。

1985年の男女雇用機会均等法の制定以来、職場における男女共同参画の取り組みは進んではいますが、今後、女性が一層活躍できるよう社会環境、職場環境を整備していく必要があります。

一方、企業の中でセクハラ相談は後を絶たず制裁となるケースも少なくない状況です。特に忘年会、新年会など酒席となる場面での注意を喚起している状況です。

多くの企業ではセクハラを就業規則の制裁条項にも盛り込んでいます。セクハラをはじめ企業の中での人権に関する規定などを集めてみましたので、もし関心があれば資料提供します。」

(矢崎会長)

ありがとうございます。

審議会の中で、具体的な事業方向とか解決策みたいなものを出すか出さないか、どこまで検討するかが問題になります。もう一回知事からの諮問を見ましたが、「部落解放審議会の答申を受け、事業の見直し等を行うとともに、長野県人権教育・啓発推進指針を策定し、人権を尊重し差別のない明るい社会の実現に向けて取り組んできました。しかし、近年、

情報化、国際化、少子高齢化云々により、人権課題として捉えるべき事象が拡大しており、人権行政をより総合的に推進するなどの対応を求められています。つきましては、社会情勢の変化に適切に対応した人権政策を推進するための基本方針を策定したいので、審議会の意見を求めます」と書かれています。

基本方針の策定が、諮問されているのですよね。基本計画は、審議会としては出過ぎということになりますか。そこに具体的な計画みたいなものが入ってくることは、そこは諮問されていないというふうに考えますか。最初に押さえておきたいと思います。

基本計画策定委員会ではない、ですね。

(豊田人権・男女共同参画課長)

諮問書にありますとおり、まず基本方針。どう進むべきか、どうあるべきかというものをお示しいただきたいと。その議論の中で実施計画が必要であるというものも入ってくるかもしれませんが、基本方針、人権政策はどうあるべきかということが主眼だと思っています。

(矢崎会長)

そうすると、いろんな分野を含めて、変な言い方ですが落ちがないようにしていかなきゃいけない。

(豊田人権・男女共同参画課長)

やはり、県の行政ですので、総合的なもので全体を見渡した中で、どういった方向でいるのかというのが、必要ではないかなと思っています。

(矢崎会長)

基本計画策定委員会というのは、その後にあるのですか、ないのですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

それは、この審議会の議論の行方によってだと思います。

(矢崎会長)

わかりました。そういう理解ですね。

具体的な施策が必要である。審議会の答申等で、そのために基本計画策定委員会をつくるべきだという結論はあるかもしれないけれど、策定委員会のように突っ込んで入るような議論は、ここでは期待されていないというか、この仕事ではない。そういう解釈でいいのですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

資料1の策定スケジュール(案)をご覧ください。21年3月を目途に答申をいただきますと、この答申を基に県の内部で基本方針を策定するということになります。基本方針ができて、今言われたような計画が必要だということになれば、課題ごとの計画になると思

われます。当面は、そのスケジュール(案)にございますとおり答申をいただいたものを受けて、県としての基本方針をその手続きを踏んで決定するということになるかと思えます。

(矢崎会長)

ちょっと突っ込んで恐縮ですが、基本方針案は事務方が作るわけですか。基本方針を審議会で作って答申をしますが、その後、基本方針案を策定すると書いてありますね。これは、事務方が作るわけですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい。基本的には答申を受け、それを踏まえて県としての基本方針という形を取っていききたいということです。他の審議会でもそうですが、例えば、今回12月にできた長野県中期総合計画においても、審議会の答申を受けて県で計画としてまとめて発表したという手続きを踏んでいます。

(矢崎会長)

ただ、私も副会長をしていましたが、委員の人たちで具体的な計画まで検討して出してきました。それを事務方がまとめてきました。基本の答申とは別に具体的などころの議論があったほうが、基本方針を作るために意味があるのかどうか。もしくは、そこまで多少突っ込んでいっても構わないかどうかですが。

(和田企画局長)

いわゆる基本方針ということで、今、言葉が出ていますが、具体的な施策についてどこまで踏み込むかという話であれば、県とすれば施策の方向性についての議論は十分やっていただきたい。ただそれに基づいて、具体的な施策をどうするかということについては、ある程度事務局に幅を持たせて、こちらに任せていただきたいと思っています。ですから、その方針に沿ってやるということで、そういう意味で基本方針というふうに考えています。

こういう施策でなければいけないということもいいのですが、その考えにある、例えば基本的なものというのを私どもは尊重して、それが実現可能かどうかということはいろいろ検討しなければなりませんので、その辺の幅は持たせていただきたい。

(矢崎会長)

要するに建前だけで終わろうと思ったら終われる審議会です。そうではなくて、一つ一つの 카테고리別、分野別への具体的な方向性とかを、突っ込んで議論することは構わないと考えていいですね。

審議会は、どういう事業で、どういう予算を付けるということは仕事ではありませんから、最初に思っていたよりは、もう少し突っ込んでいけるという考えですね。

茅野市での審議会は、実際的には策定委員会であり、審議会のメンバーが具体的な施策まで、予算とか規模は別ですが、考えていただくという方向でやってきましたものですから、その加減を最初に確認しておきたいということです。

具体的な意見を委員から出させていただくことは構わない。最終的にできるかできないかということは、その後、事務方で議論になるということによろしいですか。

( 斎藤委員 )

今のことに絡めて、一つだけお話しさせていただきたいのですが、先ほども申し上げましたが、部落解放審議会の答申が出されたのが平成 14 年 1 月 24 日です。今年が 20 年になりますから、もう 6 年、同和問題に関してはほとんど何もやられずにきているという。これからまだ 1 年以上もどうするかという議論をしていると、村井知事の任期も終わり近くになってからでないと、何もできないということで、それでいいのだろうかという気もしているのです。そこはちょっと、心配だけ申し上げておきたい。

( 矢崎会長 )

はい。そうですね。このことについて、何かコメントありますか。

( 和田企画局長 )

そういうお声があるということは、私も重々承知してしまして、そのためにできるだけ急いで、この審議会も、できるだけ短くということで、できればもう少し 2 年くらいかけてというふうにも考えたのですが、そこを 1 年ぐらいとしました。

このスケジュール(案)を見ていただきますと、21 年度に入っていくときに、できるだけ予算に関連付けて、できるだけ早く具体策に移れるようなスケジュールということで考えていますので、私どもとすればそのあたり精いっぱい努力しているということでご理解いただきたいと思います。

( 矢崎会長 )

一般論でいいますと、理事者は、審議会の答申とか何とか関係なく、やらなくてはいけないことはやっていきます。例えば中期総合計画ができるのは、あと 1 年後ですよとってそれまで何もしないということはありません。

これは、急ぐとか急がないという問題ではなくて、それぞれの政策においては、その時その時の行政が解決しなければいけない問題があると思うのです。これは、答えが出ないから同和の問題が何もできないということとは違う。それでいったら、教育の問題でも何の問題であっても、何かが出なかつたら動かないということになります。

子育てにしても障害者の問題にしても、大きく分ければ人権の問題に関わることを、それぞれのカテゴリーでは進めているわけですから。

( 矢嶋委員 )

いろいろな意見、個別にお聞きしているうちに、私もいろいろと聞いてみたいことが出てきまして、会長さんがお話になった、まさに私もそれを整理しないとこの審議進められないと思ってしまして、諮問事項は人権政策を推進するための方針を県が作るのだけれども、それにあたっての審議会の意見をほしいとの諮問なのですね。

ところが、個別に聞いていくと、有吉委員の養護学校の子どもたちの問題から、同和の

問題もあれば外国人の問題もあって、個別にもものすごくたくさん問題を含んでいるわけです。これも人権政策一般の問題としてくくって、基本方針と言われると、ものすごく難しく、私が会長だったらやりようないなと思っています。

そうすると、結局通り一遍の浅いところになって、掘り起こしをいろいろな人に聞いてみても、ほとんど意味がなさないですね。少なくともこの審議会ぐらいは個別問題にそこそこ立ち入って、この問題はこういうところに問題があって、しかも日本全国の問題と長野県の問題と違うところに、また問題性があるとか、そういうところまで踏み込んで論議をして、ただし答申は、そんなにたくさん書けないと思いますから、そういう勉強を深めた上で、出るものは少し深みのある、ボリュームはそんなに多くないものというイメージだと思うのです。

だから、相当時間かけないとだめかなという感じがしています。この人権政策っていうものは、だいたいどこがやることかなと思っています。国家がやるのかな。いや、地方自治体がやるのか、いやいや一人ひとりの人間が当然やるべきだよという問題なのか。長野県は人権政策の基本方針を作ろうとしていますから、この長野県の基本方針というのは全体の人権政策の背景の中で、どういう意味を持つのかなという感じがします。

そこを、もし県側に今、考えがあればお聞きしたいということが一つです。

それから、斎藤委員が同和問題の話をかなりされていますが、前部落解放審議会でいろいろ議論があって、特に田中前県政と運動団体がかなりギクシャクしたという、新聞報道でかなり見たのですが、どういうふうに総括されてこの審議会にきているのかということ、せめて審議委員ぐらい知らないとやりようがないと思っております。

それと、私は特に、この委員の中で1人だけ、まったくフィールドを持っていませんので、いろんな新聞情報とか人の話から情報を得ての問題提起なのですが、先ほどの金委員が、ご説明になった活動記録の中で、川田龍平さんがいろいろ言っている中で、格差社会の問題についてかなり言っています。この新しい貧困の問題は、このごろ日本社会では大きな問題だと思っていて、年収50万、100万にも満たないような貧困層が急上昇しているという問題です。

それから、ついこの間信濃毎日新聞に記事が出ていましたが、いわゆる小中学校での就学援助家庭です。給食費を払えないとか、それから旅行積み立てのお金が払えない。それを、市町村が代わって免除して、代わって積み立て、払ってやるよということですが。あるいは、ワーキングプアという言葉があって、本屋へ行けばワーキングプアの本ばかりですが、新しい貧困の問題は、かなりゆゆしき問題だなと思っています。

女性差別の問題とか、同和問題などたくさんジャンルはありますが、新しい貧困の問題というのは、一つは人権問題としてかなりゆゆしき問題だなという感じがいたしております。貧困層の増加は、それ自体十分に懸念すべき問題であり、経済問題だけみてもその経済活力はもちろん失われていくことに通じてくるし、あるいは少子化であっても、たぶんそういうことにもつながってくると思っておりますが、同時にその人間らしい生き方が阻害されるという人権問題として、やはり憂慮すべきことではないかと思っております。

いうまでもなく貧困というのは、人権の根幹であります健康で文化的な生活というところに直接支障が出てきますので、自然と教育を受ける権利とか市民生活上の権利、みんな引っかかってくるわけです。ただ難しいのは、貧困というのは、寄ってきたる背景、そし



てまた一方でそれを直そうとする改善の手段を、人権政策というジャンルよりは、やはり経済政策になりますね。その経済政策というのは、国家のまさに政策ですので、なかなか人権という面にスポットを当てて、手立てを講じるということは、なかなか難しいと思っ  
ていまして、私も、貧困の問題というのは人権問題として捉えていいものなのか、捉えるべきなのかと迷っているところです。

ただ、この十数年の中で、貧困問題っていうのが大きな人権問題をはらんでいるという問題意識を私は持っております。以上です。

(矢崎会長)

おそらく、これまで人権政策の中で格差は議論されてこなかった。中央と地方の格差、業種間格差や個人格差、いろいろな格差が固定化したときに、新たなる貧困が明らかに出てきますし、それはまさに人権につながっていくと思います。また、フリーディスカッションで関委員の意見も伺いたいのですが、私はこのままでいくと、格差が固定したところで新しい貧困ができてきて、そこに新しい人権問題が出始めてきているということ。今まで議論されてなくて、初めてここで人権課題として取り上げられるテーマとしては格差の問題だろうと思います。

(吉澤委員)

先ほど、金委員から、意識をアンケート調査にすると、模範回答になることが非常に多いというご発言がありましたけども、私もそう思うのです。

一番の問題点は、その模範回答をしてきた人たちが、いざ自分のことになると部落出身者とは結婚するのはいやとか、そういうふうになっていく、そのシステムが知りたいのです。いわゆる、差別意識の深層構造論。私は、解放子ども会という、部落出身者の子ども会のよりどころとなる子ども会の指導委員をしております。まずそこには、共学といひまして、出身じゃない子どももちろんおります。だから、人権教室という言葉になっています。長野市でも、措置法が終わってから、解放という文字が議会録に載せられないということになり、解放子ども会という名称をやめるように言われました。でも、これは呼称なので吉澤小枝という名前と同じなので変えられませんといって、解放子ども会という名称はそのまま使っておりますが、終わったというなら、なぜ市が出している「きずな」という私たちの子ども会の文集に、うちの子どもの名字が書けないのです。これには、下の名前しか書いてないのです。

私は初年度、この文集をぜんぜん違和感なく読んでいましたが、ふと2年目に、「あれ、名字がない」と思ったんです。子どもたちに「作文を書いておいてね、1月末が締め切りだよ」と言ったら、当然何年、吉澤タロウとか書いてきます。それで、「ちょっとつながりが悪いところは直すね」と言ひまして、そしてその後に「名字消えちゃってもいい、下の名前しかできてこないよ」と、去年の文集を見せました。そしたら、「おれ恥ずかしいから、下の名前だけでいい」と言ひましたが、「載せたいっていう人は言ってね、載せてあげられるようにするから」というふうに。私はそこで断念したんですが、父母たちにも聞いたんです。同じ姓を名乗っていても、どこどこ地区の何々という姓名を出してほしくない。これは、長野市の各学校に配られるので、どういう人が見るかもわからない。市からも、「嫌

だという人がいる限り載せることはできません」と言われました。

だから、言いました。タロウ君に、「ごめんね、名字削られちゃう」と言ったら、「わかったよ」と。いろんな父母に聞いてみました。解放子ども会にももちろん通わせてない親御さんもいらっしゃいます。一番怖いのは、やはりそういうところに来ていなかった子が、若しくは出身を知らなかった子が大人になってから知ったときに、ものすごいショックを受けるわけです。私は、なぜ指導員を受けたかといいますと、ある出身者の母親に、「子どもに自殺されたくないから心のより所、心の柔軟性、心の強さをこの子に持たせたいから来てほしい。市からの先生はもう来てくれないので、指導員が来ないと解放子ども会が存続できないよ。」といわれまして、そこから私の勉強は始まりました。

まず歴史を学びました。今日、斎藤委員から皆さんのところにお配りしていただいたこの本も、書物で差別の歴史がわかります。意外と豊かな生活をしていて、決して差別されていた存在ではなかった。では、何時そういう差別感覚が生まれたのか。差別の深層心理というものにまでいくんです。

そういうことも踏まえて、意識調査は、やはり根本の部分半分、それから個別の10分野の問題、分岐して、やはり深く突っ込んでいく必要があると思うのです。とおり一辺倒の意識調査でしたら、しないほうがいいのではないのでしょうか。分析をしないと何の意味にもならないんです。そこがほしいんです。この審議会、違うぞというところはそこだと思えます。

(矢崎会長)

大きな課題は、休憩後にやりたいと思います。

ただ、審議会の会長とすると、諮問された内容に基づきお答えしたいと思っておりますが、委員さんのそれぞれの参加された思いを、どういうふうに生かしていくかも大事なことであります。

(金委員)

意識調査の対象3,000人を抽出とするときに、住民基本台帳からとありましたけれども、これだと外国人が抜けてしまいませんか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

外国籍住民は入りません。

(金委員)

入らないですね。入らなくていいのでしょうか。

(吉澤委員)

団体に、このまま郵送の段に入るとのことですが、在日の方々っていうのは、ここに長く暮らしているわけです。私たち長野市に住む外国人3,000人の中で、300人のアンケート調査をしました。その時に、在日本朝鮮人総联合会と在日本大韓民国民団も入れ、私が聞き取り調査に行きました。すごいものが出てきました。あと中国帰国者の人は、日本

国籍に入ってしまうので外国人ではないのですが、現在のところ帰国者の孫の世代が入ってきています。私のところに医療相談に来ますが、ほんとに中国人なので、文化、言葉も違って、すごく困っています。そういう方々は、書類上は日本人になっているからです。

帰国者の方の団体には、このアンケートは行きますでしょうか。

(矢崎会長)

それは、後半の中で改めて団体意見についてこれでいいかどうか、最初にそれを決めて、あと個別のフリーディスカッションにします。

では、10分休みます。

(矢崎会長)

再開をさせていただきます。

それぞれの委員さん方のご意見をお聞かせいただきました。たいへん難しい問題の審議会ではありますが、基本的には諮問の中でどこまで突っ込んでいくかということではありますが、できるだけやる価値のある審議会にしたいというご意見は、それぞれの委員さん、お持ちでありますので、できるところまでは頑張ってみりたいと、こんな感じがしております。ただ、時間的な制約もございますし、与えられた期間をあまり延長することは不可能でありますので、そこらへんを踏まえていただいて。

一つは、今日ご結論をいただきたいと思っておりますものが、団体意見であります。資料2にございますが、人権関係団体からの意見募集について、これは早く進めさせていただきたいという事務方の意向でありますので、こういう内容でいいかどうか。人権に関する実情、現状について、今後の人権施策、教育、啓発のあり方について、こんなことあります。

県民意識調査で聞けなくて、ここでしか聞けないということはあります。県民意識調査と同様な聞き方にするか、これからご議論いただきますが、県民意識調査をカテゴリー別に細かく、10分野ぐらいについて、それぞれどう思うかって聞き方をしていくのか。若しくは金委員のおっしゃられたように、県がやってきた人権政策の理解はどうだったとかというようなことを聞いていくのか。その聞き方によっても、ずいぶん違ってまいります。どちらにしてもご意見が出たように、あんまりたくさんの項目を聞いてみても、私どもの経験からいきまして答えてはいただけません。回収率が悪くなるだけです。

そうしますと、この人権団体、関係団体からの意見募集の中で、ある程度分野別の問題は突っ込んで意見を聞かなければ、聞く場所がないということになります。内容をご検討いただきたいと思いますが。例えば北村委員のところ、長野県人権擁護委員連合会に聞くようになっていますが、会長さんと副会長さんのところに、こういうものが来たよって話になって、お二人がほかの会の方々とお話をするときに、人権に関する実情、現状について、今後の人権施策、教育、啓発のあり方について、こういう質問でお答えいただけますか。

もう少し突っ込んだ聞き方があるかなという感じが、個人的にはしてるんですが。

(有吉委員)

私、ながの子どもを虐待から守る会の会長をやっている、長野県弁護士会と、2つ関連しているんですが。この抽象的な内容を見たときに、どういうふうに答えていいのかわからない。結局、すごく抽象的な言葉、答えも抽象的な言葉になってしまうと思います。

(矢崎会長)

というか、意地の悪い人だと、こういう聞き方ならこう答えておけばいいと、いうことになる。

(有吉委員)

そうですね。やはり、熱心に議論するわけにはなかなかいかないと思います。全体で、これをどういうふうに答えましょうかと、実情としてはそういう議論はしません。そうすると、弁護士会ならば執行部、会長が答えることはなく、実際には副会長とかが書きますが、みんなの意見を聞くことはできないので、抽象的問題ならば、より抽象的な答え方にならざるを得なくなってしまうというのが実態だと思います。もう少し自由記載欄は多くして、その他のところで自由に書いてもらう。質問事項自体は、もう少し具体化したものでないと、とても書きづらい。私に、会長で書いてと言われると、たぶん筆が止まると思うんです。それかほんとに抽象的に、まだ不十分ですとか、多々問題がありますとか、もっと人権教育を徹底してくださいのような抽象的な言葉になってしまうので、少し工夫したほうがいいと思います。

(北村委員)

今の発言もっともだと思いますが、もう少し具体的な案があればと思います。

(矢崎会長)

そうですね。

お願い文章が、いかにも木で鼻をくくったような文章になってます。何のために聞くのかぜんぜんわからない。長野県の人権施策が、どういう方向できて、そして今、人権政策審議会ができて、そこでこれからの長野県の人権政策の基本方針を決定するために、関係団体の皆さん方にご意見をお聞きしますくらいに書かないと。

なんのために、今、意見募集をするかということだけは、きちんと押さえる。県民一人ひとりのアンケートと違うから、多少理屈っぽくてもいい。関係団体ですから。こういう経過で、長野県の人権政策が進んできて、ここに人権政策審議会をつくって、そこで基本方針を決めるに当たって、日頃皆様方がお考えになっている課題や問題点についてぜひお聞かせいただきたいという聞き方です。

民間団体に出す文章に、もう少し説明がいります。すいませんが、そのことについて、私がチェックさせていただいて出すことでいいですか。皆さん方に、ご意見をお聞きする時間がないので、もう少しここは丁寧なほうがいいと思います。

(有吉委員)

私が具体的に考えていることですが、各団体は、それぞれぜんぜん状況が違います。で

すから、それぞれの団体において、どのようなものが人権問題として意識されていますか。そして、その団体としてどのような活動をしていますか。あと、自分たちが活動している中で、県に具体的にその問題意見について、どういう施策、どういう方向性を望んでいますか、のような形で書くとききやすいなど。その団体自体、これだとどうしても団体ということよりも人権全体的になってしまって、いろんな団体での問題点があると思いますので、そうするといろんな人権問題がクローズアップされてくると思いますので、その団体独自でやっていることや、抱えている問題点、行き詰っているところ。県にその一翼を担って、どういうことを望んでいるのかということを書いてアンケートにしたら、いろんな方面からいろんな意見が出てくるのではと思います。

( 関委員 )

質問ですが、この回答用紙は、この枠内で書くということでしょうか。それとも何か、もう少し書きたいところは、別紙を付けてもよろしいものなのですか。

( 矢崎会長 )

どうですか。

( 豊田人権・男女共同参画課長 )

基本的には、この様式と考えていますが、ここの3つの項目を押さえていただければ、特にこれにこだわりません。

( 矢崎会長 )

質問内容を、今、有吉委員に言われたように、もう少し貴団体において人権問題についてどういう課題を持っているかとか、どういう活動をしているかとかにしますか。文書は知事名で出しますか。担当課の名前ですか。

( 豊田人権・男女共同参画課長 )

企画局長か課長名です。

( 矢崎会長 )

そうすると、やはり長野県に対しての支援策とか、実情はどうで、あり方がどうでっていうと、同じ答えしか返ってこないかもしれません。建前の答えしか返ってこないかもしれないので、せつかく何十という団体にお聞きしますので、それぞれの団体でどういう人権についての課題を持っているかどうかという問題。それに対して、何が困っているのか、もしくは県に何を要望するかみたいな、もうちょっと書きやすい質問に変えたほうがいいかもしれませんね。

( 豊田人権・男女共同参画課長 )

有吉委員から、それぞれの団体がどういった人権問題に取り組んでいるかが1つ。それから、その活動の中で困っているのは何か、何が問題なのかというのが2つで、3つ目が、

私ども県に望むことは何か。こういった設問ということで。

(矢崎会長)

ほかの意見、委員の方々とどうぞ。

(関委員)

書き足りないところは、別紙を付けていただいて結構ですという方がいいのではないかなと思います。

(矢崎会長)

要するに回答用紙を付けて、質問項目を3つなら3つにして、その用紙をコピーして書いてもらうにしても、もう少し工夫してみまじょうか。

枠の中でという書き方は、少し抵抗あるかもしれない。

(豊田人権・男女共同参画課長)

わかりました。

(矢崎会長)

このことにつきまして、今、有吉委員さんから具体的な質問にということで、今、事務局のほうでその3つの聞き方でどうですかということがありました。関委員から、様式、フォーマットについてのご意見をいただいて、これはそういう方向で直させていただきたいと思いますが、ほかに、各種団体についての意見についてはいかがでしょうか。

(矢嶋委員)

個別の団体が121とありますが、これは精査されて網羅されましたか。商工会議所連合会は載っていますが、商工会連合会は載ってません。詰め方の問題なんです。

(豊田人権・男女共同参画課長)

これについては、まだ決定ということではなくて、ご意見をいただいた中で増やしていけばと考えています。

(矢嶋委員)

たまたま知っている分野だったので気がついたが、知らない分野がたくさんあるわけです。事務局がきちんと詰めたという前提で我々見ているので、その点をお願いしたい。

(吉澤委員)

外国人でいえば、佐久も、駒ヶ根の団体がないんですけど、付け加えてもいいですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

佐久と駒ヶ根、どういう団体でしょうか。

(吉澤委員)

佐久でしたらキャブっていう団体がありますし、駒ヶ根は看護大学が中心になって外国人の健康調査、私たちも一緒にしていました。

(豊田人権・男女共同参画課長)

NPO法人については全部で600程あり、全部に聞くわけにはいけないので、わかっているところだけですが、キャブも、そういう団体でよろしいですね。

(吉澤委員)

入れていただいているいい団体だと思います。

(豊田人権・男女共同参画課長)

わかりました。

佐久、駒ヶ根の団体は、確認しまして、リストに追加したいと思います。

(矢崎会長)

それでは、後でまたお気づきの点がありましたら、事務局にご連絡をいただいて、別にいくつ以上だめという話ではありませんので、追加をしてください。

内容的、フォーマット、形式の問題、そして関係団体の内容、相手先、だいたい今いただいた意見どおりでよろしいでしょうか。

いつごろ出しますか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

この様式と質問の内容、願いの文章、それが決まり次第ということになりますが、私どもの案を会長に確認いただき、それでよろしいとなれば、始めたいと思います。

(矢崎会長)

お任せいただいてもよろしいですか。

事務方と検討させていただいて、出させていただくということにいたします。

こういう形で出したということは、委員さんに送ってください。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい。

(矢崎会長)

2月の中ごろまでには、こういう形で出しましたということは委員さんにご連絡をさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、本論といたしますが、この審議会の進め方、あり方。そして、最終的にどうい

う答申案にしていくかどうか。そんなことにつきまして、それぞれの委員さんからご意見をお聞かせいただいたところでありますが、そのことについて少しフリーディスカッションをさせていただきたいと思います。

どなたか、口火を切っていただけたらと思いますが。

(吉澤委員)

人権意識を聞こうとしてこのアンケート内容を作られたのかどうか、何を分析したくてこの26項目を出してきたか。単なる数字はいらないですね。ひのえうまがどうかこうとかと言う人が300人だとか、そういうことは必要ないわけで、これを目的にするからこの質問をしたという、そういう意識調査であってほしいと思うんですが。

(矢崎会長)

どうですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

調査内容は、一般意識として迷信や偏見、あるいは自身への人権の侵害について、それから現在の社会に対する意識を聞きながら、その後、個別の課題についてという流れでお聞きしております。これは、国の調査、あるいは県の前回の調査と比較できるような形を考えています。

(吉澤委員)

分析していただける社会学者の方とかいらっしゃるんですか。そういうところに依頼されて、こういう設問の26個を作られたんでしょうか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

設問内容は、前段の部分は県民意識調査の部分とほぼ同じです。後段は、国の意識調査の部分にダブる部分がほとんどです。

分析は、専門家という話になりますと、そこまではやっていません。前回の数値と今回の数値の比較と、それに関する考察については、審議会で皆さんに議論いただきたいと考えています。

(関委員)

最初に意見申し上げましたように、基本方針を策定する際、重要なところに踏み込まないといけないのではないのでしょうか、そうしないと上っ面だけのものになってしまいます。

(岩井委員)

長野県の中期総合計画ではいろんな目標数値が掲げられていることは画期的なことと拝見していますが、その基になっている県政世論調査の数字と、今回のこのアンケートがダブっているところが多少はあるわけですね。そのへんが、考え方としまして、もう少し個別性を持たせて、人権に関しての意識調査によってもいいのかなと思いました。質問7



は、県民世論調査とダブってくるような感じもしますし、方向としては、全般的なその世論調査の中で人権のパーツをより深めないで、数値的にも意味が無く勝手に悪いものになるのではないかという気がいたします。

それから、迷信、偏見という質問は意外に思ったんですが、今、これをやる必要があるのでしょうか。

(吉澤委員)

ここにもってくる必要はないと思います。

(岩井委員)

1番、2番にもってくる必要があるのか、素朴な疑問もありましたし、それから、アムネスティの方まで触れていくなれば、裁判員制度というものも身近な問題になりましょうし、死刑に関する人権意識みたいなもの、少し個人的には知りたい気がしている。そのような意見を反映させていただくことは可能なのでしょうか。

(矢崎会長)

国で行ってるアンケートはあるんですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

意識調査というのがございます。

1番から8番までは、平成13年に本県で実施しました県民意識調査、それから9番から26番が国で実施した意識調査の内容です。

(矢崎会長)

平成13年の頃に県が行った調査には、ひのえうまとか、大安というのは、結構まだ課題だったのでしょうか。

私も見たときに、少しびっくりした。ここから入ったのでは、真剣に答えてくれないのではないかなと思う。

(吉澤委員)

この2つは、どこの人権意識をやるのにもくっついてくるらしいんですけど。

最後の方であって、頭の方に来ないと聞きましたが。大安と仏滅、どっちがいいって言われたら、大安のほうがいいと思いますし、26問しか聞けないんですから、もう少し違う質問を持ってきてほしいなと思いました。

(矢崎会長)

そうすると、ちょっとコアな部分というか突っ込んだ部分はだいたい国で使っている意識調査と同じということですね。

国がいつやった調査ですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

平成 19 年です。

(矢崎会長)

直近の意識調査ですね。同時期にやる意識調査になりますね。ほとんど国と同時期に同じ内容の意識調査を採る、こういうことになるよね。平成 19 年で、私ども採るのは 20 年で、全国が採ったのと長野県でやったのとの比較に意味をもつということですか。

(岩井委員)

それがねらいですかね。

(豊田人権・男女共同参画課長)

長野県の特徴が出るのかと思います。

(矢崎会長)

それなら、そういう説明してくると、またぜんぜん違ってくる。

整理しますと、1 番から 8 番まで、前回平成 13 年に県がやった意識調査です。そこに意識の変化があるかどうかということ、もしかするとその時の大安、ひのえうまよりも今のほうがはるかに意味がないという結果がでるかもしれない。

(吉澤委員)

聞いてどうするのですか。

(矢崎会長)

そういう問題がありますよね。

ただ、意識調査はどこでもそうですが、どこから採った意識調査と比べてどうなのか。時系列にみて、どのように変わっていったかというのが、一つの大事な要素です。比較対象がないと、意識調査が読めませんので。

だから、全国の場合にはこうだけれど、長野県はどうだという、そこに理屈が付いたり、何か出てくることがあります。10 年前の意識調査と今の意識調査はどうかという意識の変化を時系列で見るという意味も、意識調査の中にはあります。

「ひのえうま」を質問したらいいかどうかということではありませんが、そこまでを説明させていただいて、この内容を検討していただくほうが意味があるように思います。

というのは、基本的にこれでいいけど、この細かいことを変えようということは、国の意識調査と比較するという目的からいえば、あまり意味がない。どうでもいいところは、できたらこのままでやらしていただいたらいいという意味です。私が申し上げたのは、根本的に、国の意識調査と一緒に意識調査を採る必要がないというご意見なら全然別になります。ただ、国の意識調査と同じだって理由を今初めて聞いたので、そうすると個別なところの字句をいろいろ変えてもあまり意味がない。だから、それは比較できるほうがいいです。

そういうことで1番から8番までと、9番から26番まで。少しそんな観点から、もう一回ご覧いただいてご意見をお聞かせいただけたらと思います。

ただ、岩井委員が言われたように、分野別に意識調査を聞いたときに、国と同じように聞いたというと、説明つきやすいですね。

(岩井委員)

そういう整合性を保ちながら、作られているというお話をお聞きましたので、それならそういう役割の中でという理解の仕方ですかね。この意識調査に期待するものは。

ほんとは実体をまず知ることが、一番大事なことかなと思っている中で、もっときめの細かい意識調査もほしいなと思ったのですが、県でそのようにお考えならば、この案でよろしいのではないかと思います。1番、2番はちょっと。

(矢崎会長)

9番からは、国の意識調査をダブらせてあるということですが、国はそれ以外何か聞いていますか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

9番以降は、国の意識調査そのままです。

(矢崎会長)

国は9番から26番の項目しか聞いてないということでもいいですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

あと最後の性別、年齢別、職業、個人属性です。

(矢崎会長)

国が聞いている9番から26番までに、県が前回平成13年の調査の時系列で調べたいと思う部分を追加したと、こういうことでもいいですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

前に付けたということです。

(矢崎会長)

そうすると、1番から8番までの質問は、こうやってみると意味がないのではないかと考えれば、この内容については変えても、国と同じ調査内容をほしいということについては支障がないということでもいいですか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい。

(矢崎会長)

基本的にですね。国と同じ内容で意識調査をすることは意味がないことではない。それと、もう一つは、ある程度吟味された内容だという前提になります。質問の聞き方とかはよくわかりませんが、普通は国でやる場合にはそれなりの会社で、アンケートとしていいかどうかみたいな調べ方もしますので、9番から最後の26番、あと個人属性はこのままということにさせていただいて。

(吉澤委員)

性別はやめていただきたいと思います。どちらかに をつけられない人もいますので。ジェンダーのことを書いてありながら、この質問はないと、私は思います。

(矢崎会長)

年齢も聞くことないのではないかな。

(吉澤委員)

私もそう思います。統計がほしいのでしょうか。分析が必要なら、分析をするためのアンケートがあると思いますが、ここで年齢を聞くということは、何歳の人がどういう答えをしたという、ただ数字だけがほしいということですか。

(矢崎会長)

意識調査は、世代間によって答えが違ってきますから。場合によっては地域まで聞くことがあります。この意識調査は、地域性なんかは、長野県全体でやりますから、職業と年齢、お名前書くわけではありませんから。ただ、性が区別つかない人は、どちらにも をつけないのではないかな。

(吉澤委員)

だとすれば、どちらでもないをつけたらいいと思います。それか、ご自分で書いてもらうとか。どちらにカテゴリー、カテゴライズされますかっていうのは、その人たちの人権を認めてないのではないかな。

(矢崎会長)

今、特に大きな問題としてクローズアップされているから、男性、女性、どう聞けばよいのでしょうか。

(斎藤委員)

今は、性をお書きくださいというふうに書いています。つまり、男か女かというふうに先に聞かない。ただし、そうなると、書かない人が結構いるそうです。

だから、調査の効率を上げるために先に書いてもらい、性同一性障害の問題を理解しながら、なおかつそれをやると。

(矢崎会長)

性同一性障害の問題でアンケートを採るときに男性、女性とは聞けないでしょう。もう一つ、障害とは書けないから、どちらでもないでしょうね。

こういう分け方はおかしいのではないのというのは、差別の問題の中ではたいへんおもしろい切り口なのですが、できたらやっぱり男性か女性か、そうでないに。

(吉澤委員)

括弧して心の性をお書きくださいと入れますか。

(矢崎会長)

少し理屈っぽくなりすぎて。でも、聞き方として、パターン化していく必要があると思うので、性別を知りたいという時に3つの選択肢があるという書き方、たいへんおもしろいと思います。どういうふうここに書けばいいか。をつけるということになったら。

(吉澤委員)

斎藤先生のおっしゃった自分で書くというのは駄目でしょうか。

(斎藤委員)

事情をきちんと書いて、この調査では、男性であるとか、性別を知りたいと言って、よろしかったら、書いてくださいと。

(吉澤委員)

人権の意識調査として出すわけですから、そこは県の姿勢が問われるわけです。そこでジェンダー、性同一性障害の人たちのことも考えたというのが、ここで表れるのです。

(矢崎会長)

それは、切り口として大事なことです。時代にフィットしているかしてないか。

(吉澤委員)

障害を持った人たちにはすごく重いわけです。だって60歳の男性の人が、私は今日から女性になるって女装するんです。そういう中で性別に、どちらかに をなさいというのは、やはりそれは人権を考える団体が出すものではないと、私は思うんです。

(斎藤委員)

性別をお書きくださいでどうですか。大半は書きますよ。空欄の人はいても。データは取れますし。

(矢崎会長)

そしたら年齢も書いてもらうといいかと思いましたが、なるべく にしたほうが、意識調査としては効率がいいんです。

どうでしょうか。ほかの委員のご意見もお聞きしたいと思います。  
このままでいいかどうか、もしくは記入方式に切りかえるか。

( 斎藤委員 )

これはやはり人権にかかわる意識調査ですから、そこで自分で性別に悩んでいる方が現実にはいらっしゃる訳ですから。そういう質問は避けるべきではないかと。効率優先でないほうがいいと思うんですけど。

( 矢崎会長 )

記入式のところ何もないですか。

( 豊田人権・男女共同参画課長 )

基本的には 印です。

( 矢崎会長 )

それは、何か入れないといけない。

( 豊田人権・男女共同参画課長 )

性別のことで、自由回答と同じ扱いになりますので、ご記入いただいても技術的に問題はないと思います。

( 矢崎会長 )

そうしますか。

( 豊田人権・男女共同参画課長 )

わかりました。

( 矢崎会長 )

性別については記入方式に切りかえるということにします。

それと、最後のところに自由回答で「人権についてご意見をお書きください」という記入欄は必要になりますね。

( 豊田人権・男女共同参画課長 )

わかりました。

( 矢崎会長 )

そうしますと、9番から26番は、国との整合も含めて、国との比較ということや、一つ一つの内容を、残念ですが議論している時間がありませんので、このままでやらせていただくということで、1番から8番は、過去のものとの時系列の比較。このところについては、場合によっては新たな課題があったら追加するなり、先ほど申し上げ、意見のあり

ました1番、2番はもういいじゃないのということなら削ってもいいと思いますが、ここ  
詰めたいと思います。

(北村委員)

今、発言を聞いておまして、世代というか年齢差を感じたんですが。私は高齢者とい  
うことと、かつて行政にあってこういう意識調査を何回も採ってきましたので、1番、  
2番は当たり前のことであって、これは例えば関委員が、長野県として特色があるとい  
うようなことをおっしゃっていた、この意識調査の中でも特色のあることは出てくると  
思うんです。ですから、この順番は1番、2番というふうになっていたのが、もし不自然  
であるならば違うところに変えてもいいんですけども、こういうものを、私たち古い世  
代の人たちの中には今もくすぶっていて、若い人たちにこれおかしいのではないかとい  
うようなことがたくさん日常の中で感じているんです。

それで、今、若い方たちの発言を聞いておますと、まあ必要ないと思うんですけど、  
過去においてはこの同じ統計が出ているので、これをやったことによって、長野県はだ  
いぶ変わってきたということが分かります。ただ、私この中でわからないじゃなくて、そ  
うようなことは「ぜんぜん問題にしてない」とか「気にしてない」という選択肢が欲しいと  
思うんです。1番、2番においても、こういうことかということがわかってきますのでこ  
の1番、2番は、私にはまだあってもいいかなと思いました。それから質問4ですけれど  
も、セクシャルハラスメントのところ、国の方では、3ページの10番のところ、括弧し  
て性的嫌がらせっていう解釈が入っております。だから、これはやっぱり括弧の中にそ  
ういう言葉を入れたほうがいいと思いました。

それから、質問7の(2)なんですが、国民一人ひとりの人権意識が、「10年前に比べ  
て高くなっているか」ということについてですが、私自身が自問自答しても、どう答えら  
いいいのか非常に難しいと思っています。ただ、「一概には言えない」とか、「そうは思わ  
ない」といっても、ここに出てくる数字はそう参考にならないので、いっそこは要らな  
いんじゃないかなというふうに私自身は思いました。以上です。

(矢崎会長)

それと休憩前に出た、矢嶋委員から言われた格差の問題、これもおそらく今すること  
でもありませんが、この次にそういうことを取ろうと思ったときに、格差、特に経済的格差  
ですよね、矢嶋委員。昭和30年代、40年代、50年代くらいまで1億総中流階級って言わ  
れたような日本があって、それが日本の日本らしさっていうか、自営業がきちんとして  
いて、その中産階級って言われる人たちが、上手にバランスを取って国づくりをしてきた。

ところが、これからは完全に階級といわれるような格差が、経済的な格差の中で出る可  
能性があります。

10年後に人権問題を聞くとしたらおそらく格差が、差別の大きなテーマになっていく可  
能性がありはしないかという感じもしていますが、この場合の格差、経済的な格差ってこ  
とでいいですか。

(矢嶋委員)

並べるには、なんか馴染まない項目になるんですね。だから意識調査として聞きたい部分ではあるんですが、聞きだすと他の問題との整合があると思うんです。意識調査では聞かないで少し論議したらという感じはしています。

(矢崎会長)

どうでしょうか。

聞きにくいですし、意識調査では特に聞かないでよくとしましょう。

(有吉委員)

私、この質問1の(1)はわかるんです。人権侵害に繋がると思います。これを、こういう迷信とか風習を重視すると、この生まれの人は結婚しづらみたいなの、侵害につながるものですけど、結婚式が大安の日がいいというのは、ちょっと人権侵害の意識調査からは外れるかなと思います。結婚する日の選択の問題で、自分たちの二人の関係での選択の問題なので、1番はそれによって結婚におけるリスクを負うという意識なのでいいと思いますが、2番の結婚式の大安の日というのが人権侵害、人権問題の意識調査からは少しずれているというふうに思います。

(斎藤委員)

今の1番と2番に関して、吉澤委員の質問に戻るのですが、これを聞くことによって何をしようとしているのか、そこが問題になると思うんです。つまり、ひのえうまを、間違っているからなくしていかなければならないと思うという人が多ければ人権意識が高いと。そうでなかったら低いというような調査をしてもあまり意味がないという気がするんですね。

ちょっと冗談でいえば、たぶん若い人はそもそも「ひのえうま」そのものを解説しないとわからなくなっている可能性もあるのではないかと。「ひのえうま」、「大安」これをトップに持ってくるというのは、むしろ何か人権問題について忌避感みたいなものを、逆に持たせるようなことになってしまうという心配もあるような気がします。

それと、もうひとつは細かいことなんですが、質問の4の「仲間はずれ・無視」。仲間はずれは、これやはり「仲間はずし」と。つまり、自分からはずれていく人はいないわけで、必ずはずされる、そういうこと、今晚放送がある中山先生がいつもおっしゃっているのは仲間はずしですね。「はずし」があって「はずれ」になるわけですから、ここは細かいようですが大事な問題ではないかと。書くのならやはり「仲間はずし・無視」。その結果として仲間はずれにされてしまった。もしこの項目が生きるのであれば、「仲間はずし」に直していただきたいなど。

もうひとつは、金委員がお帰りになってしまったんですが、金委員は具体的な項目を入れて欲しいとおっしゃっていたのでそれをどうするか。

(矢崎会長)

はい。

そうすると、この問題はここで今日結論出さなければいけない問題ではありません。も



う一回、今までご意見をいただいて、金委員から具体的なご意見あるようですから聞いていただいて、場合によってはちょっと私のほうとキャッチボールさせていただいて、次回の事務局案でもう一回たたいていただけるチャンスがありますので。そんなことで確認だけさせていただきますが、9番から26番までについてはこのままでいく。

そして性別については、お聞きする形に変える。

県の前回の調査との比較として載っている部分については、いろんなご意見がありましたので、それをご議論いただいて、なおかつ金委員のご意見を頂戴して、事務局でそれを踏まえて出すということによろしいですか。そうしますと、国と同じ内容が、長野県はどうかっていうことを聞きたいってことになります。

いいでしょうか。分野別でそれぞれ落としちゃいけないという配慮で聞くほうが、意識調査としては採りやすいということで。

よろしいでしょうか。

(吉澤委員)

岩井委員からの死刑について聞く項目がほしいというそういう追加項目がありました。いじめの中で命がないがしろにされていますよね、自殺に追い込んでしまったり。そういうところも子ども同士とても人権を侵害しあっているというか、そういうことも少し入れたいと思うのですが、いくつぐらいまで増やせて、どんな項目がほしいというような金委員のご意見も聞きたいです。

(矢崎会長)

吉澤委員の言われたのは、質問11の子どもに関する事柄の中とは別にほしい。

ここには、子どもに関する中でいじめの問題が入っているんですよ。

(吉澤委員)

質問1から8にね。

どういうふうにしていくかっていうことも、県の姿勢を見せるというか、独自性というか、そういうのもここでやってみてもいいと思いました。もちろん平成13年との比較も必要だと思うんですね。どの程度変わっていくかということも必要かもしれませんが、ここで一遍聞いてみたいというものを、一つ、二つ入れないというのも。

(矢崎会長)

解決策ですよ。今言われたのは。

それは、私は団体調査の中しか出てこないと思う。これは意識調査ですから。県民が人権の問題について、どういう意識をもっているかどうか。それが日本全体と長野県がどう違うのかっていうのが事務局の意図だと思うので。もっと大きなテーマで、今日はもう時間がないので突っ込みませんが、この人権政策審議会の答申の中に、どこまで具体性を入れるかどうかという問題は、委員お一人お一人の意見と、あとは団体から出てきてる中で突っ込んでいきたいと思いますがよろしいですか。

もう1個が矢嶋委員が言われた格差の問題も、ただ県のオリジナルな質問の中で格差の

問題が言われていますが、経済的な格差についてどういうふうに思っているか。そこを危機的に思っているか思っていないかというのは、私は追加項目に入れてもいいと思います。

( 関委員 )

現在、大企業と中小企業、大都市と地方の間で経済格差が出てきています。この経済格差の問題は人権に無関係ではないと思いますが、例えば国連の場で世界の経済格差やアフリカの貧困と人権との関係の問題を取り上げ議論するわけではなく、日本の長野県のなかの人権問題ですので、今回の議論や答申はそこまで踏み込むのは適当でないように思います。

( 矢崎会長 )

わかりました。こだわりませんが、格差の問題が人権の問題と関係するかどうかという、今の県民がどう思うかということは聞きたいな。関委員のようなご意見のほうが多いかもしれません。格差と人権とはだんだん関係してくるかもしれないとかという切り口があったかと思いますが、意識調査でないところでまた議論になればと思います。

ひのえうまと大安の問題は、どういたしましょうか。ひのえうまの説明しないとわからないという世代が多いことはありますが、ひのえうまの時に出産しようとしている人たちが非常に少ないということも、間違いはないですね。その時に生まれた人は、何十万単位でガクンと減ってます。調べてびっくりしますが、はっきり見えます。

北村委員、大安はいらないかもしれませんがね。ひのえうまの女の人と結婚しないということが、現実につい最近までありましたからね。

( 斎藤委員 )

ただ、60年にいっぺんです。

( 矢崎会長 )

そうです。そこだけ減ってるんですね。

( 斎藤委員 )

数学者が、統計を採ったことがあるのですが、明らかに出生人口が減っていますから、人権にかかわる問題ではあるのですが、実はこのことを問題にすることが逆に、ひのえうまの迷信を広げてしまう、そういうレポートがあるのです。つまり、多くの人々が忘れていくところへ、新聞だとか何とかが、まもなくひのえうまがくるとか、そういうことを取り上げて報道することによって、逆に知らしめてしまうというのがあります。

( 有吉委員 )

私も、最初にひのえうまっていつなのかなと聞いて、たとえば昭和62年ですと。じゃあ、あの人が昭和62年、あれ私62年に結婚したかなって、変な意識がなかった人には新たな意識の植えつけになると。最近はいつなんですか。

(吉澤委員)

1966年生まれです。

(矢崎会長)

1966年生まれは140万人を切っていて、あのころ、170万人くらい生まれているのに、何十万人も減っています。

わかりました。もう難しいところですが、あえてなくてもいい質問ということかもしれません。

(矢嶋委員)

26問全体の成りを見ていきますと、この質問1の(1)(2)は浮いています。それで、この質問2から入っていくとすごく分かり易い意識調査なんです。

(矢崎会長)

わかりました。

新しい質問項目も出てくると思いますので、できるのは10項目ぐらいだと思いますが、その中で取捨選択し、場合によってははずさせていただくかもしれませんが、事務局へもう一回このことについて聞きたいものがありましたら言ってください。

金委員、今日いらっしゃらないんで、金委員の意見をお聞きし、その案を次回にもう1回練っていただくと、こんなことで進めます。

その時に、団体の意見募集のことで結果は出ますか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

調査中になると思います。

(矢崎会長)

わかりました。

今日、突っ込めなかった部分について、もう一度詰めるところがあれば詰めたと思います。

時間がだいぶオーバーして申しわけございません。一応、こんなことで終了させていただきたいと思います。

(小林課長補佐)

それでは、長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。

次回、3月18日、同じ1時半から、会場につきましては西庁舎1階の110号会議室になりますのでよろしく願います。

本日は、お疲れさまでございました。